

建築物の所有者・管理者様 へ

～適切な維持管理についてのお願い～

建築基準法は、建築物に関する最低の基準を定めることにより、国民の生命などを守る法律です。建築基準法が守られていないと、万一火災が発生した場合、大災害となる恐れがあります。**大切な生命、財産を守るために建築基準法を遵守してください。**

『火災時に利用者の避難安全性を確保するために重要となるポイント』

★非常用照明（停電時の避難に有効！）

火災の際、停電になっても早急に避難できるようにするため、設置されているものが非常用の照明装置です。この照明は避難路を照らすもので、消防法に基づく緑色の誘導灯は避難口を示したものです。

- 主電源を落したり、ひもを引いて照明がつかますか？
- 点かない場合はバッテリーや電球が切れている場合があります。必要に応じて点検し取り替えましょう。



（建築基準法に基づく非常用照明）



（消防法に基づく誘導灯）

★排煙設備等（煙発生時に有効！）

火災時に最も怖いものが煙と有毒ガスです。火災により発生した煙やガスを、建物内で拡散することを防ぎ、速やかに屋外へ排出するための仕組みが排煙窓や排煙設備などです。

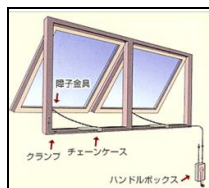
- 排煙窓が円滑に開閉できますか？
- 開放装置（オペレーターやチェーン）や窓等が家具や荷物で隠れていたり、チェーン等が切れていませんか？
- 開放装置の操作方法などをあらかじめ確認しておきましょう。



（排煙窓）



（手動開放装置）



（排煙窓の構造）

このほかにも、廊下の幅員、敷地内の避難用通路の確保など、重要な基準があります。設備を設置するだけでなく、非常時に正しく作動するよう日常の管理が大切です。定期的な点検や避難経路上に障害物を置いたりしないようお願いいたします。また、建築基準法第12条の定期報告の対象建築物は、定期報告をお願いいたします。消防法・火災予防条例など他の法令の遵守もお願いいたします。

問い合わせ先

新発田市建築課建築審査係

〒957-0053 新発田市中心部5丁目2-13 TEL 0254 - 26 - 3557（建築課直通）